

鳥取県新型コロナウイルス感染症 対策本部（第15回）

日時：令和2年5月26日（火）午後1時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局
生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、病院局
教育委員会、警察本部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、各市町村長、アドバイザー

・議題：◇緊急事態宣言解除後の本県の対応について
◇その他

国内における感染者数

国内における感染者数(5/25現在)

16,292人(46都道府県)

※クルーズ船 712人
 チャーター便 14人
 検疫時等 322人

総計 17,340人

本県における現状

○感染者数 3名(4/10:1名、4/18:2名)

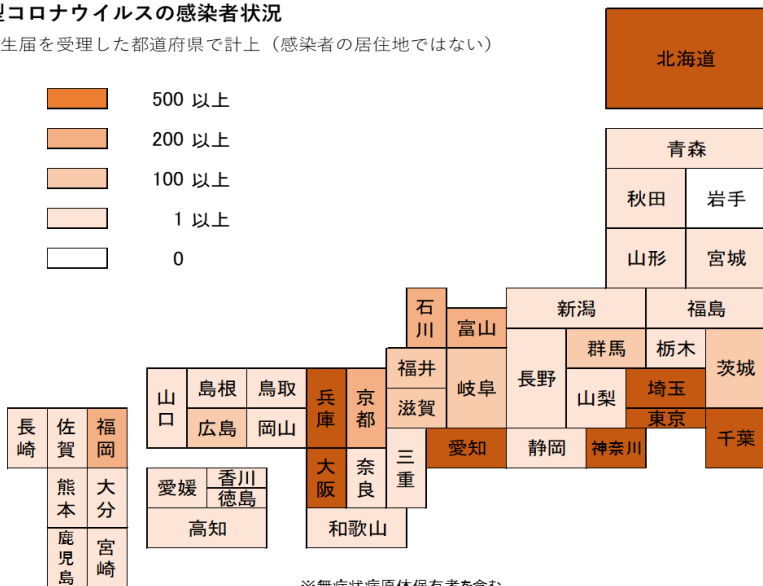
※入院中:0名、退院:3名

○PCR検査件数(5/25現在) 1,309件

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(5/24現在)
 10,711件(鳥取市:4,550件、中部:1,499件、西部:4,662件)

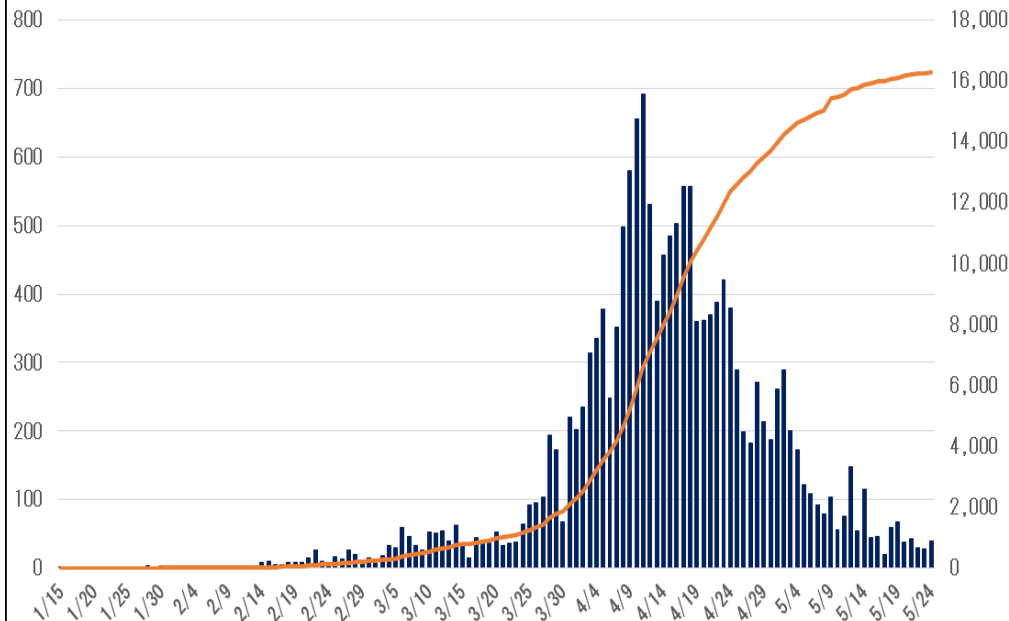
新型コロナウイルスの感染者状況

※発生届を受理した都道府県で計上(感染者の居住地ではない)



※無症状病原体保有者を含む
 クルーズ船乗客乗員、厚生労働省職員、検疫官、検疫時確認者を含まない。
 ※厚生労働省報道発表資料「新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(各自治体公表資料集計分)」を引用

国内における新型コロナウイルスの感染者数



※図、グラフは、5/24現在の本県独自の集計により作成

基本的対処方針の変更(5月25日変更)

特措法に基づく「緊急事態解除宣言」により、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域から除外

- 5都道県 → 全て解除（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
- 実施すべき期間は前倒し（変更前は5/31まで）

□ 全般的な方針（要旨）

1. 「新しい生活様式」の定着等を前提に、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
 - 移行期間は、**5月25日～7月31日**
 - 外出の自粛や催物の開催制限等の要請等について、**6月1日、6月19日、7月10日からそれぞれ段階的に緩和**
2. 事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
3. 感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
など

外出自粛の段階的緩和の目安

＜鳥取県＞ 当面5月31日までは県境を越える不要不急の移動は控えましょう

区分	県境を越える移動等	(うち観光)
ステップ① 5月25日～31日	△ 不要不急の県境を越える移動は避ける(これまでと同じ)	△
ステップ② 6月1日～18日	○ 一部首都圏、北海道との間の不要不急の県境を越える移動は慎重に。	観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ③ 6月19日～7月9日	○	△ 観光振興は県境を越えるものも含めて徐々に。人との間隔は確保。 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)
ステップ④ 7月10日～31日		○ * GoToキャンペーンによる支援
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途		

クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等(目安)

<鳥取県> 業務別ガイドラインの策定状況等を踏まえて対応を検討

区分	接待を伴う飲食業、 ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等 (バーやその他屋内運動施設 等も含まれる)
ステップ① 5月25日～31日	<p style="text-align: center;">×～△</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事の判断 業界や専門家等による 更なる感染防止策等の 検討 	<p style="text-align: center;">×～△</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事の判断 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月1日～18日		<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理・感染防止策を 徹底し、厳密なガイドライン 等を遵守。知事の判断。 クラスターが発生した場合 等には休業要請等を検討。
ステップ③ 6月19日～7月9日		
ステップ④ 7月10日～31日		
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途	<p style="text-align: center;">○</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染防止策を徹底し、 厳密なガイドライン等を 遵守。知事の判断。 クラスターが発生した場 合等には休業要請等を 検討。 	

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その1)

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
ステップ① 5月25日～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔 できれば2m	1,000人
ステップ③ 7月10日～31日	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 できれば2m	5,000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目標	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 できれば2m	上限なし

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その2)

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等			展示会等		プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)		お祭り・野外フェス等	
								全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×						△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応		○ 【無観客】 ^(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理				×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)					○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援		○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援				△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。	

どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

緊急事態宣言解除後の外出自粛、イベント開催制限等の緩和方針

今後、次のとおり緩和していく方針です。ただし、他県との関係や県内における新たな感染者が発生した場合などで変更される場合がありますので、ご注意ください。

区分	外出自粛				イベント等の開催条件		
	県境を越える人の移動	観光振興の観点での人の移動	カラオケ、スポーツジム等	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	プロスポーツ等	屋外イベント等	屋内イベント等
ステップ① 5/25～ 5/31	不要不急の県境を越える移動は避けましょう。	観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保。	外出自粛		開催自粛	200人以下十分な間隔で実施を。	100人以下収容定員50%以内で実施を。
ステップ② 6/1～ 6/18	埼玉、千葉、東京、神奈川、北海道との間の不要不急の県境を越える移動は慎重に。						
ステップ③ 6/19～ 7/9			人数管理・感染防止を徹底し、厳密なガイドラインを遵守した鳥取型新しい生活様式協賛店の利用は構いません。	同 左	無観客試合で実施を。	1000人以下十分な間隔で実施を。	1000人以下収容定員50%以内で実施を。
ステップ④ 7/10～ 7/31	全都道府県で移動自粛を解除。	観光振興は県境を越えるものを含めて徐々に、人との間隔は確保。			5000人以下収容定員の50%以内で実施を。	5000人以下十分な間隔で実施を。	5000人以下収容定員50%以内で実施を。
移行期間後 8/1～					収容定員50%以内で実施を。	十分な間隔で実施を。	収容定員50%以内で実施を。

※ ○イベント等の条件は、どちらか小さい方が限度。

○全国的、広域的イベントについては、7月31日まで開催自粛をお願いします。その後は、十分な間隔をとって実施してください。

第2波に備える医療体制の充実

1 検査体制の充実

- ◎ 複数の検査手段により飛躍的に増加する検査へ対応する体制を整備
- ◎ 医療機関と連携して院内感染防止対策を強化

①各医療圏での検査充実

感染症指定医療機関・協力病院にもPCR検査機器導入

→医療現場における迅速かつ多数の検査体制を充実し、圏域内での検査体制を整備

②衛生環境研究所での検査充実

行政検査に加えて、**幅広く地域が必要とする検査等も実施**

③民間検査機関の活用

分娩前検査、手術前検査など**緊急性を要しない検査について、民間検査機関を活用**

2 新型コロナウイルス対策専門家チームの設置

- ◎ **大学教授、鳥取県感染制御地域支援ネットワーク** (感染制御医師、感染管理認定看護師等) **等で構成**
 - ・ 社会福祉施設 (高齢者・障がい児者等) への感染防止対策に対する相談支援
 - ・ 戦略的サーベイランス、リスク評価の助言
 - ・ 新型インフル特措法第24条第9項に基づく措置等の発動基準の検討 など

3 入院医療体制の充実

①病床322床(重症者用48床)の増加

・ **危険手当、感染者受入給付金、空床補償による支援**

・ **医療機関の実情に応じた施設整備(動線確保、陰圧室整備、病棟間仕切り設置など)の支援**

②宿泊療養施設 約700室確保・・・医師会、看護協会と連携し充実した医療を提供

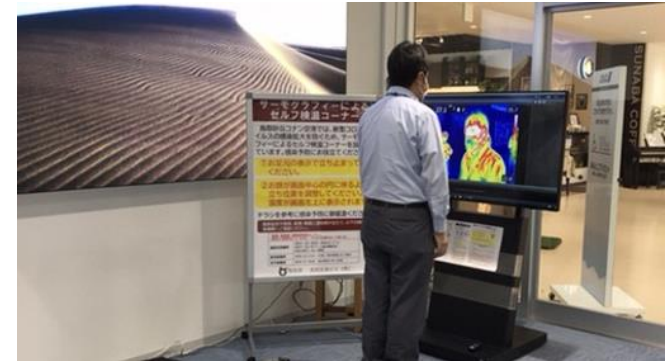
・ **病院協会等への協力依頼による更なる人材確保**

空港及び道路の対応状況

1. 空港内の検温

- 羽田空港では、4月17日より搭乗者に対する検温を実施している。この対応が首都圏の緊急事態宣言の解除後に終了するかどうかは不明であるが、鳥取県側として、羽田便で来県する方々の体温をチェックできる体制を導入する。
- 具体的には、鳥取砂丘コナン空港と米子鬼太郎空港において、サーモグラフィーによるセルフ検温コーナーを設置し、リアルタイムでモニターに表示し、体温が高い人には注意喚起(保健所等の連絡先を紹介)する。

施設名	実施期間	設置場所
鳥取砂丘コナン空港	5月26日から当面の間	国内線到着出口
米子鬼太郎空港	5月28日以降で調整中	国内線到着出口



2. 道路情報板による案内

- 現在は「県境をまたぐ不要な移動は自粛を」を表示中。
- 5月中は現在の表示を継続する。
- 6月以降の表示については、その時点の社会情勢を踏まえて検討する。



「新しい県民生活」の定着を図り新型コロナウイルス感染症に打ち克つための推進体制の構築

鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進本部 (6/1設置)

本部長：知事 副本部長：副知事、統轄監 本部員：各部局長等

新時代・SDGs推進課に「**新しい県民生活推進室**」を新設し事務局を担うとともに、新型コロナウイルス感染症を克服するための「**新しい県民生活**」の定着、**県内の需要喚起に向けた取組を官民を挙げて展開**

新時代・SDGs推進課

新しい県民生活推進室（新設）

(兼務)

業種別ガイドラインの作成・普及推進（くらしの安心局）

まちの保健室、食生活改善推進員等との連携（健康政策課）

県民への各種PR（広報課）

テレワーク・Society5.0の推進（商工労働部・情報政策課）

〔参考〕新しい県民生活定着に係る本部体制

鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進本部

経済雇用対策本部

新しい県民生活推進プロジェクトチーム

連携

新たな官民連携会議

鳥取県コロナに打ち克つ
新しい県民生活推進会議

連携

既存の会議

✓パートナー県政推進会議
✓食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクト会議 など

連携

市町村

事業者・県民

〔参考〕感染症対策に係る本部体制

新型コロナウイルス感染症対策本部
(事務局：危機管理局)

<取組>

- ・感染症に係る総合的な対策を全庁的に推進
- ・戦略的サーベイランス、感染状況や感染拡大リスク等に係る評価を実施

新型コロナウイルス感染症感染予防のための業種別ガイドラインへの対応

- 業種や施設の種別ごとに全国組織の関係団体がガイドラインを作成し、感染防止のために取り組みを推進。
- 本県においては、既に作成している飲食店、宿泊施設向けと同様に、各関係団体等と連携し、必要に応じて「鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を作成する。

国ガイドライン策定を踏まえた県内団体の対応状況

区分	件数	主な業種
県版を作成済み	3	飲食店、宿泊施設、情報産業
県版を作成中	7	接待を伴う飲食店、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、登山客向け、海水浴場開設者向け
全国組織のガイドラインを活用予定	120	博物館・美術館、図書館、体育施設、障がい者スポーツ、プロスポーツ、遊技場（パチンコ）、遊興施設（カラオケ等）、自動車教習所、建設業関係、物流・運送関係（バス、タクシー、トラック）、旅行業、メディア、金融 等
関係団体と調整中	1	映画館
計	131	国ガイドラインの策定状況 策定済：107ガイドライン 策定中：24ガイドライン

【5月26日現在】

鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドラインについて

- 鳥取県の実情に応じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るため、関係団体の意見や専門家の協力のもと、業種ごとの対策例を作成
5/21作成済 →飲食店、宿泊施設向け(5/22(金)飲食・宿泊併せて6,200店へ発送)
今後作成調整中→接待を伴う飲食店、理容、美容、クリーニング、公衆浴場
- ガイドラインを策定していない分野・業界は、県版ガイドラインの策定を検討
(例) 登山客向け、海水浴場開設者向け など

◆感染拡大予防対策を実践する「協賛店」制度(5/27(水)スタート)

- ・実施方法検討→協賛店届出→ステッカー送付
→ステッカー及びチェックリスト掲示
- ・協賛店の証としてステッカーを店舗に掲示
- ・感染予防対策の取組をチェックリストにして掲示
⇒感染予防対策の実践を県民にPR

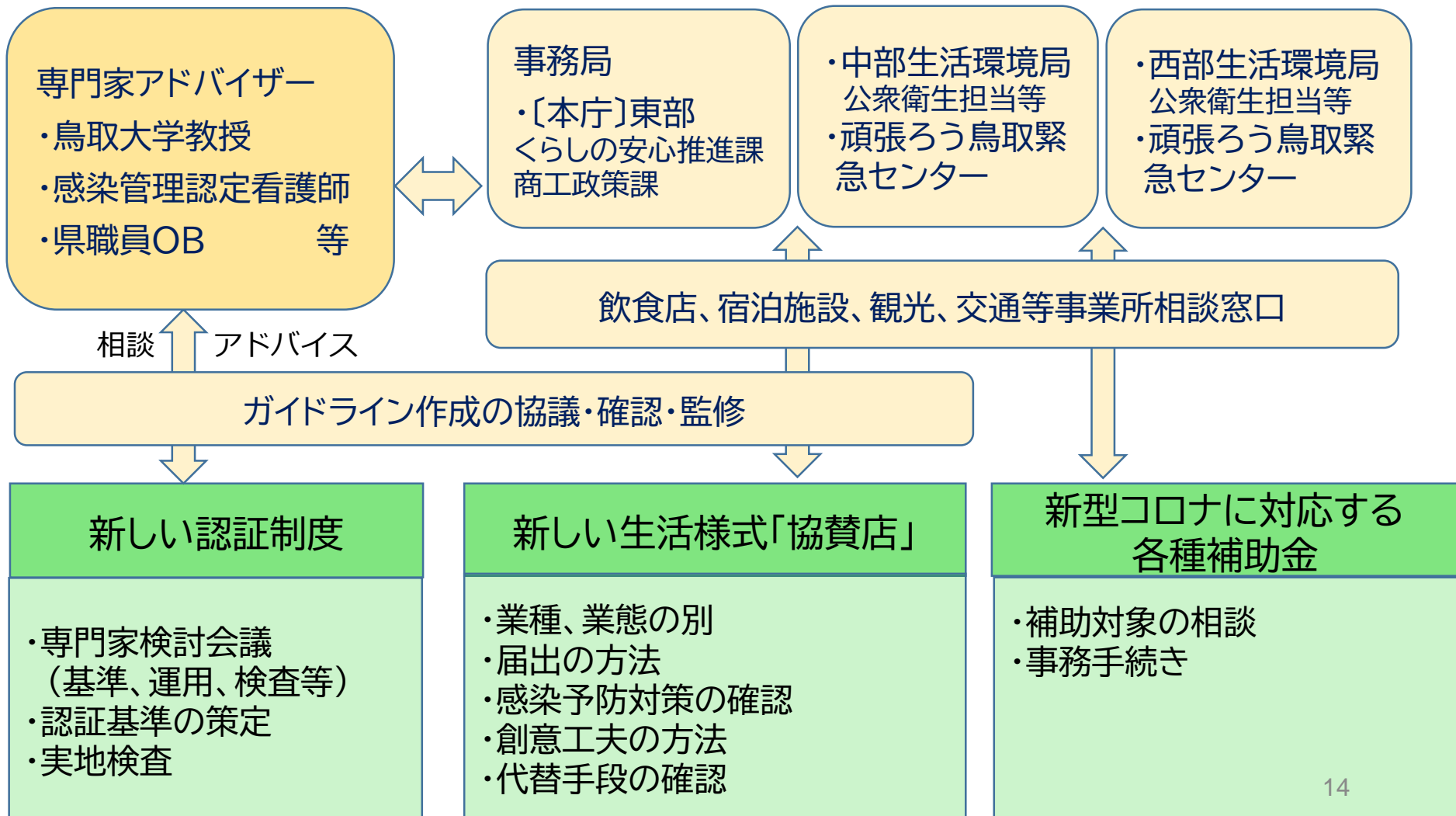


◆「モデル的」新型コロナウイルス感染拡大予防対策認証制度

- ・専門家検討会議の立ち上げ(基準、運用、検査等)
- ・認証基準の策定
- ・実地検査

新型コロナウイルス克服に向けた事業所応援体制

新型コロナウイルス感染予防対策を実践し、事業活動を継続する事業所を応援する体制づくり



国の2次補正予算案について(国の動向)

○検討されている項目 (報道ベース)

<医療・福祉>

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を大幅に増額
 - ⇒ 対象に医療機関だけでなく、介護・障がい者施設等も追加
 - ⇒ 職員に対して、感染リスクの大きさに応じて最大20万円の慰労金支給

<生活や学びの支援>

- ・ ひとり親家庭等の支援
 - ⇒ 児童扶養手当の受給世帯に5万円（第2子以降は3万円）を給付、減収世帯には5万円追加等
- ・ 学校内の感染防止強化策
 - ⇒ 国公立の全ての小中学校と特別支援学校にそれぞれ100～500万円支給
- ・ 学習遅れの解消支援
 - ⇒ 補習などを担う学習指導員、スクールサポートスタッフの person 件費を支援

国の2次補正予算案について(国の動向)

<雇用・事業継続>

- ・家賃支援

⇒ 家賃の2 / 3の金額を法人50万円 / 月、個人25万円 / 月を上限に6か月分支給

複数店舗を展開する場合は上限をそれぞれ100万円 / 月、50万円 / 月に引上げ (最大で600万円 / 6か月)

- ・雇用調整助成金の拡充

⇒ 上限8,330円 / 日を15,000円に引き上げ、特例対象期間を延伸

- ・持続化給付金の対応強化

⇒ 持続化給付金の対象に今年度創業した企業やフリーランス等を追加

- ・店舗等の感染症防止対策への支援

⇒ 上限200万円の補助

- ・地方創生臨時交付金 2兆円増額

経済・雇用対策(県の対応)

■ 県経済対策予算の早期執行

補助金名	相談件数	申請件数
頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 (上限10万円 10/10)	1,344件	868件
緊急応援補助金「経営危機克服型」 (上限50万円 3/4)	1,083件	175件
感染症防止対策緊急支援事業 (上限20万円3/4、上限200万円 3/4)	1,084件	346件

(5月26日9:00現在)

■ 資金繰り支援の強化

【新型コロナウイルス感染症対応資金】

無利子期間：5年、無保証料：10年、据置期間：最長5年

≪実績(5/22日現在)≫ 申込件数2,300件 (473億円)

実行件数1,165件 (212億円)

現行融資枠(400億円)の増額検討中

経済・雇用対策(県の対応)

■ クラウドファンディングを活用した飲食店等への支援

- 県内の飲食店等の収入減の緩和のためクラウドファンディングを活用したプレミアム付前売り券(応援券)の販売支援

■ 新たな生活様式に対応した働き方改革

- 伴走型支援によるさらなるテレワーク導入・活用の促進

■ 県内の雇用を守る取組

- 今後の雇用情勢の深刻化に備えたセーフティネットの構築
 - ※ 5月21日、ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口の開設

■ 県・国経済対策予算に係るワンストップ相談機能の強化

- 新たに国対策の早期交付にも対応するため、各種相談窓口を統合しワンストップ相談機能を強化（社労士の駐在等）

観光需要回復に向けた取組の方向性

○国の緊急事態宣言の全面解除を受け、宿泊・観光の落ち込みにより大きな影響を受けている観光需要のV字回復に向け、県内外からの観光誘客に段階的に取り組む。

➤「#We Love 鳥取キャンペーン」

県民の方に県内のおすすめの観光地や飲食店を巡り、SNSで紹介いただくキャンペーンを開催中(5月16日～31日)・・・1,446件の応募(5/26現在)

➤ 本県の今後の取組方針

時期	外出自粛の段階的緩和(観光)	本県の取組
ステップ① 5月25日～	△ ※観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保	県民向けの県内の観光需要の喚起(宿泊施設、観光施設の利用促進等) ↓
ステップ② 6月1日～	△ ※観光振興は県境を越えるものも含めて徐々に。人との間隔は確保 ※Go Toキャンペーンによる支援(7月下旬～)	
ステップ③ 6月19日～	△ ※観光振興は県境を越えるものも含めて徐々に。人との間隔は確保 ※Go Toキャンペーンによる支援(7月下旬～)	県外からの観光誘客に段階的に取り組む
ステップ④ 7月10日～	○ ※Go Toキャンペーンによる支援	・国の「Go Toキャンペーン」と連動した誘客促進
【移行期間後】感染状況を見つつ、8月1日を目途	○ ※Go Toキャンペーンによる支援	

インバウンド誘客再開

緊急事態宣言の全面解除に伴う県庁の対応

○感染症予防のための取組継続

- ・鳥取型オフィスシステム（職員間の距離の確保・机の間の間仕切り等）、公共交通機関通勤者の時差出勤、テレビ会議・オンライン会議の活用、テレワークなど、「三つの密」を避ける取組を引き続き徹底
- ・手洗いや手指消毒、咳エチケット、職場の換気励行、発熱等の症状のある職員の出勤自粛（特別休暇の取得等）など、職場内における健康管理を徹底

○職員の出張

国外	出張禁止		
国内	5月中	5 都道府県	出張は禁止
		その他地域	不急の出張は禁止
	6/18まで	5 都道府県	不急の出張は禁止
		その他地域	マスク着用や手指消毒など感染症予防対策を徹底した上で必要な出張を認める
	6/19以降	マスク着用や手指消毒など感染予防対策を徹底した上で必要な出張を認める	

○県外本部の対応

- ・東京本部も宣言解除に伴い、業務を順次再開
(※関西本部は5/22より、名古屋代表部は5/15より業務再開済み)

庁内体制（応援態勢、相談体制）

新型コロナウイルス感染症対策に対応した庁内体制（応援態勢、相談体制）を引き続き維持

○保健所支援に向け、毎日30名の応援態勢を継続

- ・PCR検体搬送やドライブスルーPCR検体誘導等に加え、陽性患者が判明した場合など緊急時の対応を迅速に行う態勢を引き続き維持する。

○総合相談窓口により県民からの相談体制を確保

- ・新型コロナウイルス感染症予防策や各種問合せに対応する電話相談窓口を引き続き開設。
- ・毎日5名体制で相談対応を行う。

必要物資の確保

◎「必要物資供給プロジェクト」として、マスク、エタノール等の必要物資について、県が管理・コントロール

- ✓ 県として必要な備蓄を確保
- ✓ 医療機関、福祉施設等の在庫等を把握
- ✓ 必要量を精査し、必要とされる機関へ必要な量を供給

(5月のマスク配布実績 (約1.5か月分) …医療機関：約29万枚、福祉施設：約21万枚)

◎ マスク、消毒液、防護具等を4月補正予算により調達し、備蓄の確保を進めている

- 【マスク】 ・県備蓄分、国からの配分など、これまでに約180万枚を配布
- 【消毒液】 ・国の供給あっせんにより、これまでに約4,400ℓを配分
さらに国の供給あっせん第3弾(約4,500ℓ)分を配布予定
- 【防護具】 ・医療機関等からの要請に応じて県備蓄分、国からの配分などから必要量を配布

(フェイスシールド約4,400枚、アイレーションガウン約9,400枚、検査用手袋約499,000枚など)

◎ 県備蓄からマスクを調整し、小・中・高・特別支援学校の学校教育活動を支援

今後の学校教育活動等の在り方

■ 県立学校の対応

◎ **5月27日（水）**からは、国の緊急事態宣言の全面解除及び県の感染状況等を踏まえ、**文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」**に基づいた**通常の教育活動（一斉登校、一斉授業 等）**に移行

◎ **部活動**については、感染症対策を徹底し、**5月30日から**県内練習試合の実施を、**6月13日から**県内公式試合の実施を可とする。

区分	5月27日（水）～
登校	J Rやバスでのマスク着用等、感染防止に努めた上で 一斉登校
授業	可能な限り3密防止に努めた上で 一斉授業
学校行事	3密防止の工夫を行った上で、 可能なものから実施
部活動	感染症対策に努めながら部活動ガイドラインに基づき 段階的に活動を拡大

現 状
・分散登校、時差登校 等
・分割授業、自宅学習 等
・実施制限（延期、中止）等
・対外試合禁止 等



※市町村教育委員会に県立学校の対応を情報提供し、通常の教育活動実施に向けた取組を進めていただく。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～学校の新しい生活様式～（5月22日 文部科学省）

■ 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とし、学校において「3つの密の回避」、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」等 基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及び拡大リスクを可能な限り低減しつつ教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障



地域ごとの行動基準

レベル3：特定警戒都道府県に相当する感染状況にある地域
レベル2：感染拡大注意都道府県に相当する地域等
レベル1：レベル2の基準に達していない地域

地域感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m確保 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短期間での活動に限定
レベル2		リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1 (鳥取県)	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染症対策を行った上で実施	



学校における対策

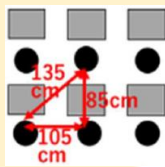
<基本的な感染症対策>

- ① 感染源を断つ（健康状態の把握）
- ② 感染経路を断つ（マスクの着用、こまめな手洗い、消毒）
- ③ 抵抗力を高める（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事）

<3つの密の回避>

- ① 密閉の回避（エアコン使用時を含め換気を徹底）
- ② 密集の回避（身体的距離の確保）
- ③ 密接への対応（体育の授業を除き原則マスク着用）

※「密集回避」：レベル1の座席例（40人クラス）



具体の活動ごとの対応（レベル1）

◆ 各教科

長時間にわたって密集・対面となる「グループワーク」「合唱」「調理実習」等は、可能な限り感染症対策を行って実施

◆ 部活動

可能な限り感染症対策を行って通常の活動を実施

◆ 学校給食

感染症対策・衛生管理を徹底して学校給食を提供

◆ 図書館

感染症対策を徹底、密集回避に配慮して貸出機能維持

◆ 登下校

登下校時に、必要に応じマスクの着用、3つの密を回避する工夫や指導を実施



県民の皆様へ

～気を緩めずに、みんなで感染拡大防止～

新型コロナ克服3カ条

3カ条を守って、一人ひとりが感染予防や拡大防止に取り組みましょう。
県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう。

(1) 人と人 あいだが あいだ 間が愛だ

- ・人と人が約2m離れば、飛沫感染防止で安心
- ・テレビ会議やテレワーク、電話もOK
- ・オンライン飲み会や遠隔診療
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース
- ・歌や応援は、十分な距離をとって

(2) 三つもの みつだと みすだ 密だとミスだ

- ・「三つの密」の回避(密閉、密集、密接)

※これまでの集団感染が生じた場の共通点を踏まえると「三つの密」
のある場が感染拡大のリスクが高いと考えられています

- ・定期的に窓を開けるなどこまめに換気(できれば2方向で)
- ・食事は大皿を避け、料理は個々に
- ・食事をする時はおしゃべりは避ける

(3) 幸せは よぼう で よぼう 予防で呼ぼう

- ・こまめに手洗いまたは手指消毒
- ・症状がなくても、会話はマスク着用がエチケット
- ・ビニール袋で密閉してごみを廃棄
- ・咳エチケットの徹底
- ・トイレのふたを閉めて汚物を流す

発熱や風邪症状、味覚・嗅覚に違和感が出たら

- ・発熱、風邪の症状がある場合は、行事等に参加せず、無理せず自宅療養しましょう
- ・最寄りの発熱・帰国者・接触者相談センターにご相談ください

地区	電話 (24時間対応)	ファクシミリ (平日8:30~17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625 (8:30~17:15)	0857-20-3962
	時間外0857-22-8111 (上記の時間以外)	
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
	0858-23-3136	
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

※発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。